

廣瀬克哉氏の講演を受けて

——小平市議会基本条例ではこう考えました（市議会議員からのコメント）

◆議会基本条例とは何か

◇住民に対する議会の約束（住民自治の権利の保障）

議会基本条例は、議会が市民の負託に応え、市政の発展に寄与することを目的として市民の皆様と約束したものである。住民自治の実現を目指し、市民への情報提供及び市民との情報共有を図りながら、市民参加を進める様々な仕組みをこの議会基本条例の中に明記している。

例えば、本日のような議会報告会を毎年2回以上行うことを第6条で規定した。

◇住民に対する議会の使い方の説明書

行政に対する市民参加では、パブリックコメントや検討会等に公募市民が入るなどの仕組みが既につくられているが、市民が議会にかかわるツールはこれまであまりなかった。そこで、そういうツールをつくって、積極的に市民と議会がまちづくりを進めていこうというのが、条例のひとつの骨子になっている。それが条例の第3章になる。

◇市長と議会という二つの住民代表の関係の整理

地方自治体は国と違い二元代表制で、市長も議員も直接選挙で選ばれ、ともに市民の代表であり対等な立場である。だが、市長には予算編成権と執行権があるが議会にはない。議会は市長が独断で市政を執行することのないよう、チェックする監視機能を十分に発揮し、市民の暮らしや福祉向上のための政策を提言する役割を担っている。

議会基本条例では、例えば第12条で、市長提案の政策等について策定に至る背景などの説明や資料、予算・決算の審議にあたってはわかりやすい政策説明の資料を求めることができると規定している。

◆議会基本条例ができると、市民生活の何が変わる？

◇自治体の意思決定が見えやすくなる

議会基本条例前文にあるように、自治体の意思決定を最終的に決めるのは議

会。そのため、市が必要と考える政策や事業が議会に提出された背景やその経過及び、将来にわたるコスト計算などの事項の説明や資料作成を求めるものと定めている(第 12 条)。

また、行政にとって重要な政策・事業の根拠となる行政計画について所管する委員会で積極的に調査に努める(第 15 条)などを定めている。こうした項目については、所管する委員会等で議員同士による議論を中心に議会としての意思決定プロセスを市民に明らかにするようになっている(第 6 章)。

◇議会の審議過程への市民参加の機会が保障される

条例ではより市民に開かれた議会を実現するため、本会議や、常任委員会、特別委員会などすべての会議を原則公開とした。さらに専門的知見の活用や、参考人制度の活用、意見交換の場を設けることで市民参加の機会を保障し、多くの市民の意見を議会の討議に反映できるよう定めた。

議会が基本的な政策や条例などを策定する過程においては、必要に応じて意見公募手続を行うことができるよう定めた(第 9 条)。

◇議会を通して自由な政策提案の機会が確保される

議会改革・活性化の一環として、政策討論会の開催(第 23 条)や市民との意見交換会(第 6 条)等を通して、執行部(行政)への政策提言に向けた取り組みを進めることが大きな課題となる。議員に求められている資質・能力は、政策立案能力の向上であり、執行部に対する政策提言や条例提案の機能が発揮されるべき(第 22 条)。

◇議会を使って市の政策を調査、評価させる

議会基本条例制定により、市の意思決定のプロセスが見えやすくなり、審議過程での市民参加が進むことで、以前に比べ政策提案がしやすくなる。具体的には議会を使ってどのように市の政策を調査し評価するかということ。地方自治法で議会が議決すべきとする条例の制定や予算、決算など 15 項目のほかに、第 14 条で長期総合計画基本構想が、別条例で都市計画マスタープラン全体構想が追加され、今後の追加も可能となった。

第 17 条第 2 項で専門家や参考人の活用、第 18 条では有識者による調査機関や議員による検討会の設置、さらに第 23 条の政策討論会などの自由な討議を通

し、議会としての合意をつくり、第 22 条にあるように市長に対し、積極的な政策提言を行っていく。